

### <金融対策>

#### (1)「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な資金供給を促進する。

### <具体的な措置>

#### ○「景気対応緊急保証」の創設

来年3月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中  
小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた信用保証制度に変更する(平成22年度末ま  
での時限措置)。

#### ○保証枠

現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに6兆円を追加。

# 景気対応緊急保証制度

1. 本年3月末で期限を迎える信用保証協会の緊急保証を、「景気対応緊急保証」として強化。現行の緊急保証と併せて36兆円の枠(+6兆円)とし、22年度末まで実施。

2. 内容:

対象業種:例外業種(※)を除き、全業種。

※法令上の対象外業種(農林水産、金融など)や風営法対象業種の一部など。

利用企業の認定基準:不況が長期化する中、売上や利益減少の確認方法を見直す。

保証割合:信用保証協会の100%保証(現行と同様)。

保証限度額:8,000万円(無担保)、2億円(有担保)。(現行と同様)

なお、借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応。

保証期間:10年以内(据置期間は2年以内) (現行と同様)。

保証料率:0.8%以下 (現行と同様)。

### (2) セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の延長・拡充により、中小企業者等への円滑な資金供給を行う。

#### <具体的な措置>

##### ○期限の延長・枠の拡充

- ・期限の延長(平成22年度末まで)
- ・貸付枠・条件変更目標の追加(約4兆円)

##### ○日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- ・雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・売上減少対応の金利引下げの継続 等

##### ○沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保

- ・セーフティネット貸付及び沖縄独自制度(観光、離島振興など)に係る拡充措置の適用期限の延長など

# セーフティネット貸付

○資金繰りに困難をきたしている中小企業に対する融資制度として、  
日本政策金融公庫において「セーフティネット貸付」の融資制度がある

○適用期限を平成23年3月末まで延長（従来は平成22年3月末まで）

|       |                                                                                                                                                          | 経営環境変化対応資金                  | 金融環境変化対応資金                 | 取引企業倒産対応資金        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-------------------|
| 融資対象者 |                                                                                                                                                          | 社会的、経済的環境の変化により、売上等が減少している者 | 金融機関との取引状況の変化等により、資金繰り困難な者 | 関連企業の倒産に伴い、経営困難な者 |
| 貸付限度額 | 中小企業事業                                                                                                                                                   | 7億2,000万円                   | 別枠3億円                      | 別枠1億5,000万円       |
|       | 国民生活事業<br>(小規模企業向け)                                                                                                                                      | 4,800万円                     | 別枠4,000万円                  | 別枠3,000万円         |
| 利 率   | 基準利率<br>( 中小事業1.75% 国民事業2.15% 12月9日現在)<br><br>ただし、以下の場合を除く<br>①基準利率-0.2% (雇用の維持又は拡大を図る場合)<br>②基準利率-0.3% (業績が特に悪化している場合)<br>③基準利率-0.5% (①及び②のいずれにも該当する場合) |                             |                            | 倒産対策利率            |

### (3) 中小企業等に対する金融の円滑化等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるように施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。また、中小企業支援施策の「ワンストップサービス」を推進する。

#### <具体的な措置>

#### ○「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等

- ・「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行
- ・法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置
  - ・検査マニュアル、監督指針の改定等

#### ○下請建設企業支援

- ・下請建設企業の経営を支えるための金融支援

#### ○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など)の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

# 中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための

臨時措置に関する法律

〈時限〉

## 金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

## 金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

## 行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

## 更なる支援措置

- ・信用保証制度の充実等。

## 検査・監督上の措置

・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。

・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

## その他の措置

- ・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。
- ・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。
- ・金融機能強化法の活用の検討促進。

### (4) 中堅・大企業の資金繰り対策

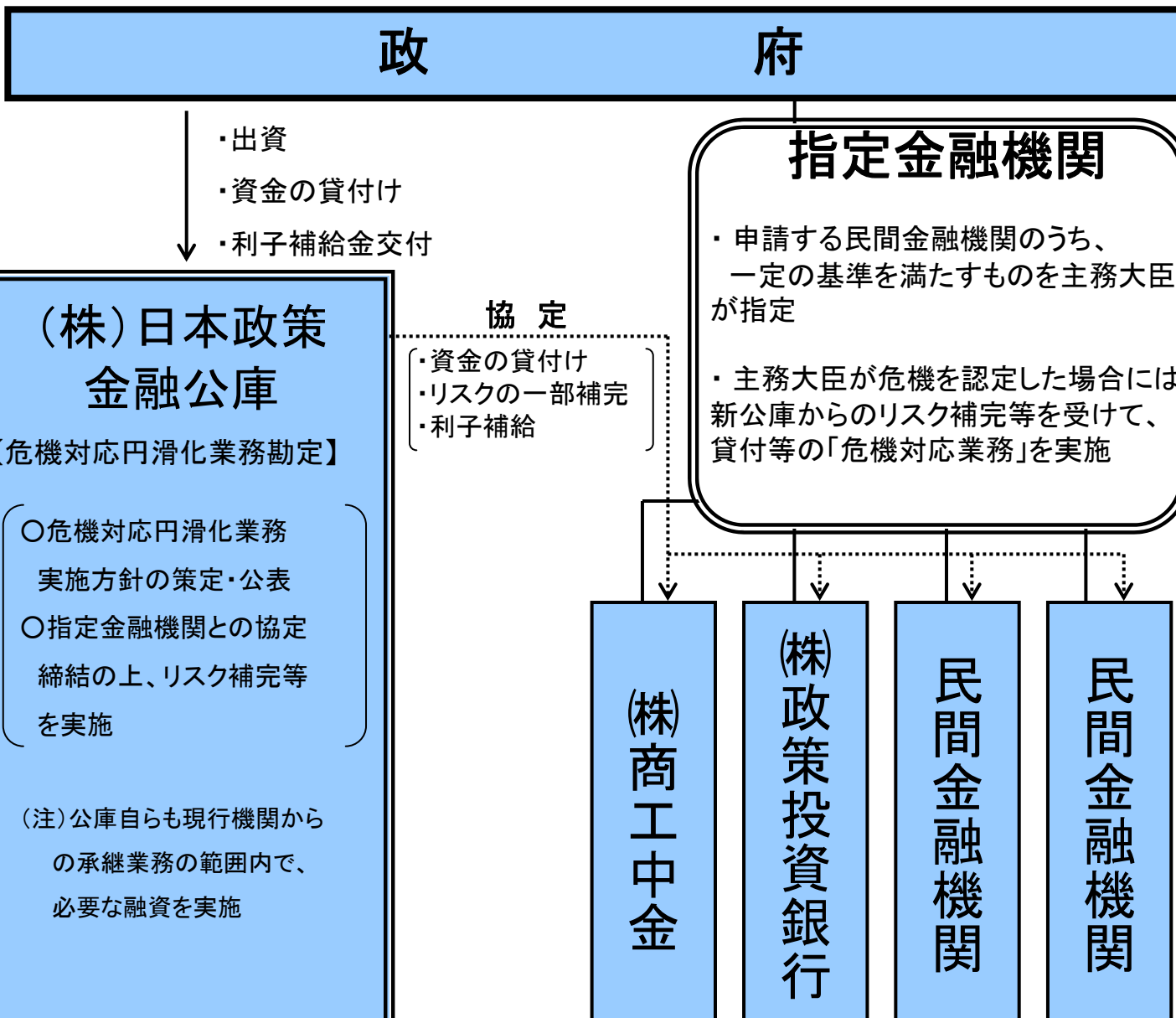
中堅・大企業に対する資金繰り支援により、企業金融面の目詰まりによる景気の腰折れを防止する。

#### <具体的な措置>

#### ○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等

- ・日本政策投資銀行等による危機対応業務(長期資金貸付け等)の延長  
(平成22年3月末→平成23年3月末)
- ・産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長  
(平成22年3月末→平成22年9月末)

# 指定金融機関を活用した危機対応体制



国際的な金融秩序の混乱に係る危機対応業務の適用期限を平成23年3月まで延長  
(従来は平成22年3月まで)

## ■ 指定金融機関の活用が想定される事例

| ニーズ                 | 必要な金融             |
|---------------------|-------------------|
| 地域金融不安<br>【資金の代替融通】 | 短期資金供給、<br>手形割引 等 |
| 大規模災害<br>【インフラ復興資金】 | 長期固定資金供給 等        |

(注) 移行期の完全民営化機関は指定を受けたものとみなすこととしている。



# 指定金融機関を活用した危機対応(イメージ)

(株)  
日本政策金融公庫

## 危機対応円滑化業務

### ①貸付け

長期・固定資金の貸付け

### ②損害担保

補償料

非弁済額の一部の補てん

### ③利子補給

利子補給金の交付

指定金融機関

## 危機対応業務

長期設備資金の貸付

短期資金の貸付  
手形割引

低利資金の貸付

借り手

(例)

被災インフラ  
復興資金

(例)

地域金融  
不安時の  
資金融通

(例)

激甚災害被災  
事業者への再  
建資金

### (5) デフレ下の実質金利高への対応策

デフレの進行に伴う実質金利上昇と円高の下で抑制されている設備投資等の下支えや返済負担の軽減を図る。

#### <具体的な措置>

##### ○デフレに伴う実質金利高の軽減制度

- ・デフレ経済下で、長期の設備投資を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して(※)0.5%の引下げを図る。(金利引下げの融資規模:民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資3.7兆円、日本政策金融公庫1.3兆円)

(※)物価下落については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示。

##### ○既往貸付の返済負担の軽減

- ・デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

##### ○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援

- ・円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

### Ⅲ. 景気⑥

#### (6) 我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

国際協力銀行(JBIC)や貿易保険を活用した我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図る。また、貿易保険を活用した中小企業等の海外進出の促進を図る。

##### <具体的な措置>

○国際協力銀行による海外事業支援緊急業務の延長

○国際協力銀行による本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンの追加実施

○貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進

- ・貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進、貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長

# NEXIによる日本企業の海外子会社の資金繰り支援の拡充策

○NEXIの海外事業資金貸付保険について、以下の措置を講ずる。(平成22年3月末までの期限付措置を平成23年3月末まで延長)

## [措置内容]

### ①運転資金(1年以上)を支援対象とする

海外子会社に対する「1年以上の運転資金」の融資に対して、海外事業資金貸付保険の付保を可能とする。(現在は2年以上の設備資金等に対象を限定)。

### ②信用危険(取引先企業の倒産等リスク)の付保率を上げる(50%→90%)

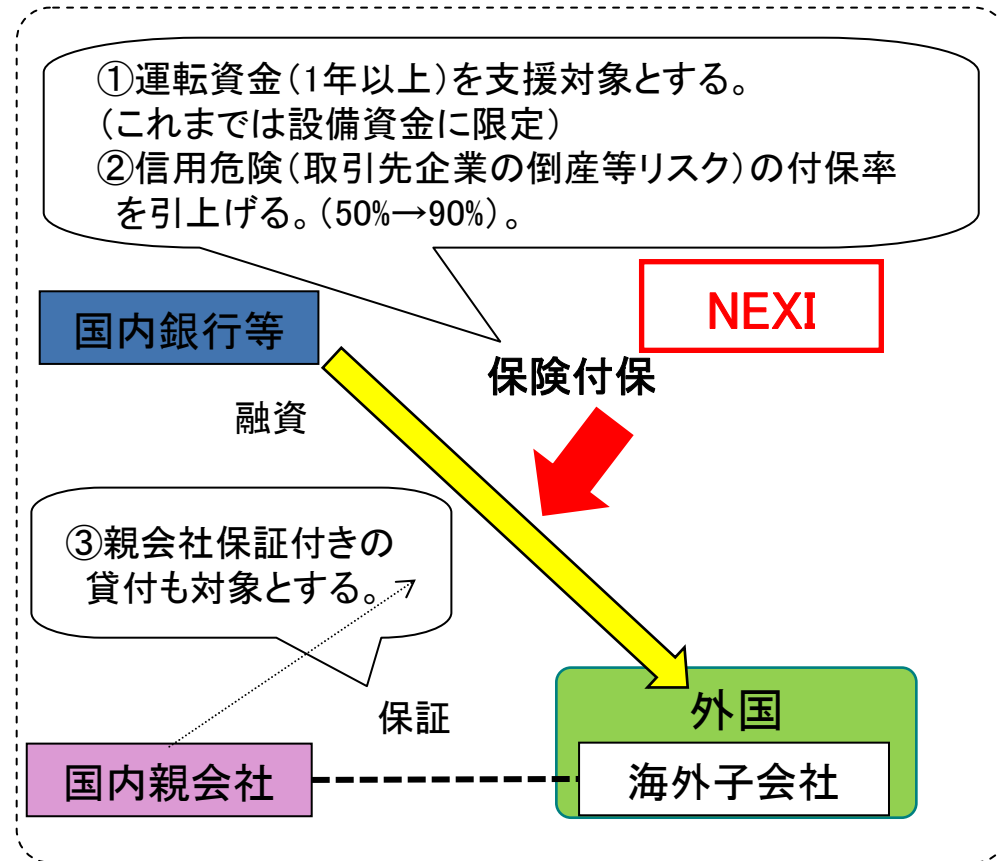
海外子会社向けの融資に対して付保される海外事業資金貸付保険の信用危険付保率の上限を現在の50%から90%に引き上げ。

### ③親会社保証付きの貸付も対象とする

海外子会社向けの融資について、親会社からの保証がある場合には親会社の信用に基づき、海外事業資金貸付保険を付保することを可能とする。

## [海外事業資金貸付保険の概要]

- ・海外子会社等の事業に必要な資金について、邦銀等が貸付等を行う際に保険を付保
- ・戦争等の不可抗力や、融資先の倒産等による損失をてん補



### <住宅投資>

#### (1)住宅金融の拡充

(独)住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度に係る時限的な金利の大幅引下げ等により、住宅投資の拡大を図る。

#### <具体的な措置>

##### ○優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利の大幅な時限的引下げ等

- ・平成22年12月末までの優良住宅の取得に対し、金利引下げ幅を時限的に現行の0.3%から1.0%に拡大する。
- ・住宅融資保険の保険料率の引下げを実施する。

### (2) 住宅税制の改正

22年度税制改正において、住宅投資の促進に資する贈与税の措置を講ずる。

### (3) 住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

#### <具体的な措置>

○住宅版エコポイント制度の創設(再掲)

○建築確認手続き等の運用改善

- ・建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化を図るため、建築基準法における建築確認手続き等の運用を改善

## IV. 生活の安心確保①

### (1) 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等

国民の医療に対する安心を確保するため、現行高齢者医療制度廃止までの間、高齢者の負担軽減措置を平成22年度も継続するための財政措置を講じるとともに、生活保護、医療保険を通じた生活支援を確保する。

#### <具体的な措置>

##### ○現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

- ・70～74歳の窓口負担軽減措置、被用者保険の被扶養者であった方及び低所得者の保険料軽減措置を継続する。

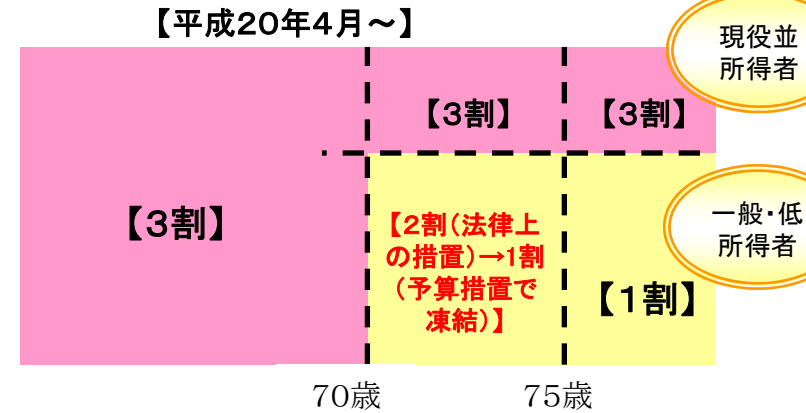
##### ○生活保護、医療保険による生活支援

- ・生活保護、医療保険について、平成21年度に必要となる追加財政措置を講じる。

# 現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

平成21年度 2次補正において平成22年度も以下の措置を実施

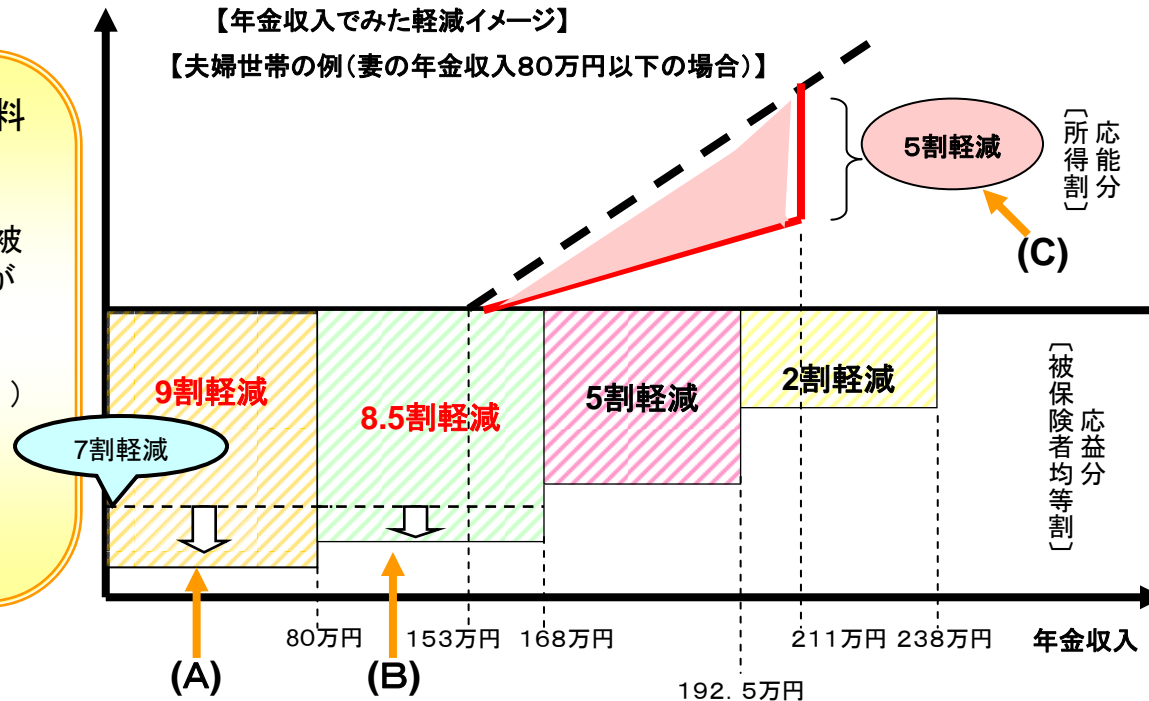
①70歳～74歳の窓口負担を1割に軽減する措置の継続



②後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者の保険料負担を9割軽減とする措置の継続  
※5割部分は地方負担であり、別途、地方財政措置を講じる。

③後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減措置の継続

- (A) 均等割の7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合に9割軽減とする
- (B) 均等割の7割軽減を受ける方((A)に該当する方を除く。)を8.5割軽減とする
- (C) 所得割を負担する低所得者について、所得割を5割軽減する





## IV. 生活の安心確保②

### (2) 新型インフルエンザ対策の強化

新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

#### <具体的な措置>

##### ○国産ワクチン生産能力向上

- ・細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

##### ○新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

- ・低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

##### ○医療機関における設備整備

- ・新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。併せて、医療体制が円滑に機能するような環境整備を進める。

# 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制の抜本強化

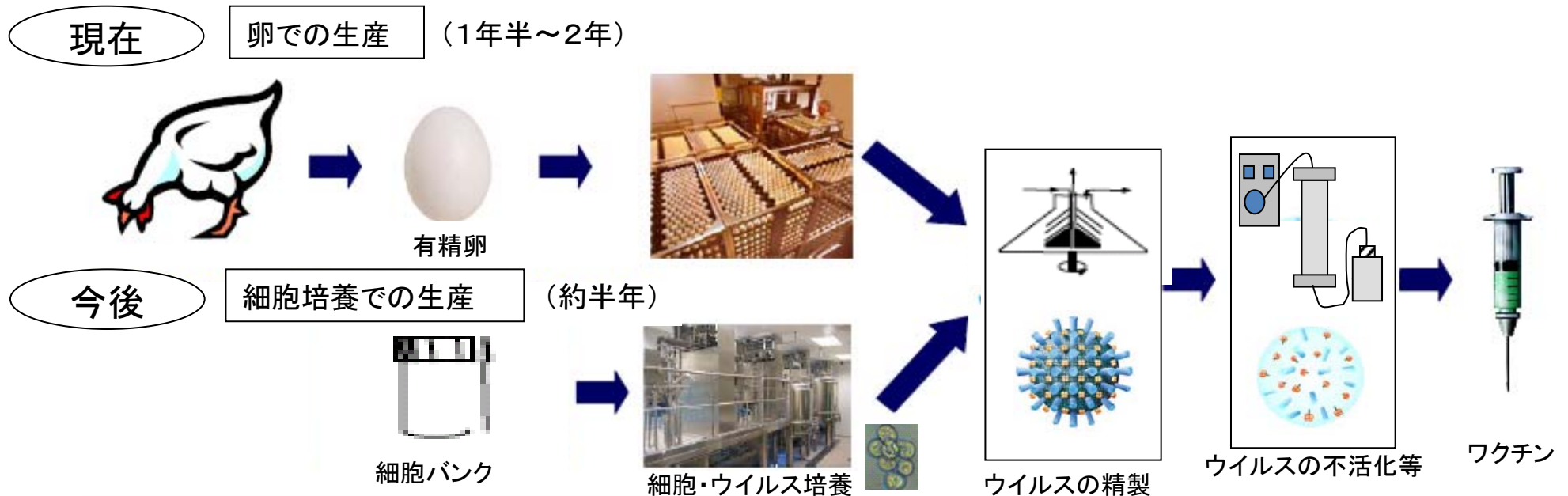
[目標] **全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築。**

○ **細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮する。**

○ 細胞培養法の開発期間中は、**国内企業の鶏卵培養法での生産能力等を強化する。**

○ **有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」\***の開発を推進する。

\* 「第3世代ワクチン」の開発: 感染防止を可能とする経鼻ワクチン、容易に投与可能な経口ワクチン、抗原量削減のためのアジュバントなどの開発を想定。



## IV. 生活の安心確保③

### (3) 医療体制の整備等

小児科、産科、救急医療等の医療体制の緊急的な整備等を進める。

#### <具体的な措置>

#### ○大学病院の機能強化

- ・周産期医療環境整備のためのNICU(新生児集中治療室)病床等を整備
- ・救急医療の最先端機器の整備、病院基盤設備の更新

#### ○医師不足解消に向けた取組

- ・地域の医師確保等に向けた大学医学部の教育環境の整備

#### ○難病克服に向けた研究推進

- ・iPS細胞を用いた難病研究を促進する為の研究基盤整備

#### ○最近の犯罪情勢を踏まえた鑑定体制の強化

#### ○世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出

- ・来年1～3月の基金の医療経費の不足分を緊急に拠出

### (4) 災害復旧等

本年に発生した豪雨、台風等による災害及び過年度発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

# 周産期医療環境の整備

## 背景・課題

- 地域医療に関しては、現在、社会的問題である医師不足等により、救急医療や周産期医療対応で、いわゆる「たらい回し」の事態が表面化するなど、国民が安心して医療を受けることが困難な状況である。
- 地域医療の最後の砦である大学病院は、市中病院等では対応できないNICU等を必要とする妊婦等を受け入れることが期待されている。

## 対応・施策内容

### 【対応】

周産期医療体制の整備のためのNICU(新生児集中治療室)病床等を整備する。

### 【施策内容】

- NICU(新生児集中治療室)病床等の整備

(内訳)

NICU(新生児集中治療室) 14床  
GCU(継続保育室) 6床



# 地域における医師確保のための教育環境の整備

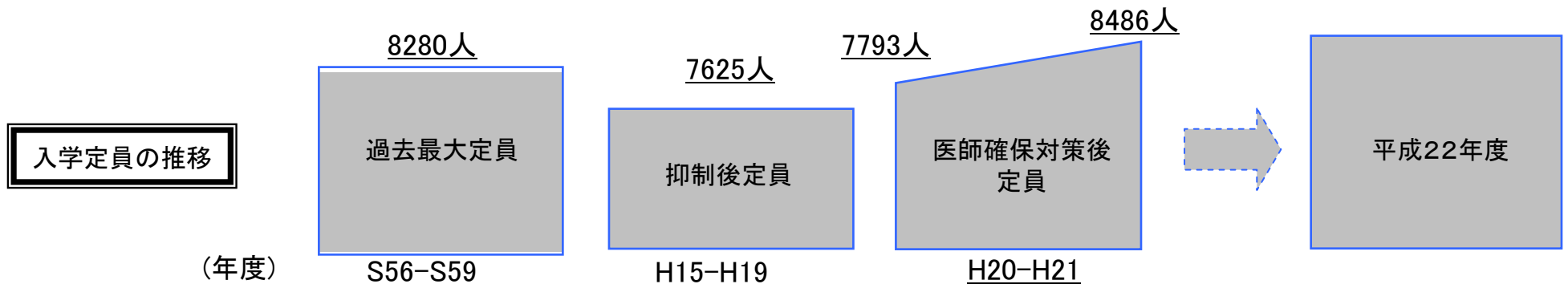
## 背景・課題

- 地域の医療や小児科・産科等の特定診療分野等における医師不足の解消は極めて喫緊の課題。
- これまで緊急臨時的に医師養成数の増を実施し、平成21年度には、過去最大となる8,486名(前年度比693名増)まで増員を図ったところ。
- しかし、医師不足は未だ深刻な課題であり、さらなる対応が必要。

## 対応・施策内容

- 【対応】
- 地域の医師確保や研究医養成等の観点から、医学部入学定員増(最大369名)を認めるとともに、その定員増に伴い必要となる教育環境の整備を図る。  
→地域医療等を担う意欲と使命感を有する医師を養成し、安心・安全な医療体制の構築を図る。

- 【施策内容】
- 解剖実習台、顕微鏡等の学生実習用設備の整備  
(内訳) 国立 42大学  
私立 13大学



## V. 地方支援

### (1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

#### <具体的な措置>

#### ○地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

・地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

### (2) 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、21年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について一般会計からの繰入れを行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税等の減収について減収補てん債等適切な措置を講じる。

## VI. 「国民潜在力」の発揮①

### (1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

#### <具体的な措置>

#### ①制度・規制改革

##### ○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。
  - ・利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
  - ・イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進
  - ・幼保一体化の推進

##### ○環境・エネルギー分野での制度・規制改革

- ・森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備
- ・新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

#### ②構造改革特別区域(特区)制度の活用

- ・これまでの特区提案(第1次～16次)のうち、第16次提案について処理を促進(来年1月中を目途に結論)するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け付け、速やかな処理に努める(平成22年3月末まで)。

**(参考1) 保育分野における制度・規制改革に関する課題と対応の方向性**  
 <課題> <対応の方向性>

**○多くの待機児童が存在。**

・待機児童数25,384人（平成21年4月1日現在）

**○サービス提供体制の多様化が課題**

・株式会社、NPO・社会的企業の参入  
 ・家庭的保育の普及

**○幼児教育・保育の総合的な促進**

・認定こども園数 358施設  
 （平成21年4月1日現在）

**幼保一体化を含めた新たな次世代育成支援の  
 ための包括的・一元的な制度の構築**

**○利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革**

・・・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現

**○イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進**

・・・株式会社、NPO・社会的企業も含めた参入促進を図るべく、客観的指定制度の導入、施設整備補助の在り方、運営費の用途範囲・会計基準の見直し等の検討

**○幼保一体化の推進**

・・・認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供の在り方について検討

**(参考2) 現行の幼稚園・保育所・認定こども園の比較**

|      | 幼稚園                                                            | 保育所                                                     | 認定こども園                                                                                                     |
|------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置根拠 | 学校教育法                                                          | 児童福祉法                                                   | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律                                                                          |
| 対象年齢 | 満3歳～就学前                                                        | 0歳～就学前(保育に欠ける児童)                                        | 0歳～就学前(保育に欠ける児童)<br>(保育に欠けない児童は満3歳～就学前)                                                                    |
| 制度   | 利 用：施設との直接契約<br>保育料：施設が保育料を設定・徴収<br>認 可：都道府県が定める認可基準を具備していれば認可 | 利 用：市町村との契約<br>保育料：市町村が保育料を設定・徴収<br>認 可：需要や適正配置等を勘案して認可 | 利 用：施設との直接契約<br>※ 保育に欠ける子は施設を經由して市町村が認定<br>保育料：施設が保育料を設定・徴収<br>※ 私立認定保育所の保育料は市町村が変更命令可<br>認 定：要件を具備していれば認定 |
| 行政   | 文部科学省－都道府県教育委員会<br>市町村教育委員会                                    | 厚生労働省－都道府県<br>市町村                                       | 厚生労働省・文部科学省<br>ー都道府県・市町村                                                                                   |
| 設置数  | 1.4万か所(H21.5)                                                  | 2.3万か所(H21.4)                                           | 358か所(H21.4)                                                                                               |



## VI. 「国民潜在力」の発揮②

### (2) 『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」

国民一人ひとりが、人を支えるという役割を積極的に担うことにより、新たな雇用の場を創造する。そのため、NPOや社会起業家など「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を本格的に推進する。さらに、社会的企業の法制面の検討や関係者が幅広く参加する「円卓会議」を開催する。

#### <具体的な措置>

#### ○地域社会雇用創造事業の創設(再掲)

##### (ア) 社会起業インキュベーション事業

- ・NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。  
このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

##### (イ) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

#### ○「社会的企業」の法制面の検討(寄付金税制を含む)

- ・国民の社会的活動への多様な参画を促進する観点から、社会的企業の起業、活動が促進されるよう法制面から検討する(NPOなどの法人制度のあり方や寄付金税制の問題も含む)。

#### ○『新しい公共』を実現する円卓会議」の開催

- ・「新しい公共」の考え方を国民各層の自発的な取組や行動に結びつけるため、NPO・企業・学者等による対話・協働を行う場として、円卓会議を開催する。

## VI. 「国民潜在力」の発揮③

### (3) 「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

ワーク・ライフ・バランスやワーク・シェアリング推進の観点から、年次有給休暇や育児休業等の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進し、経済・雇用創出を目指す。

#### <具体的な措置>

#### ○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組

「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進。

#### ○休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)

休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成。

#### ○休暇分散取得等の推進(再掲)

ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。

# 職場意識改善助成金

## <支給対象>

労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小事業主

## <取組事項>

労働時間等の設定の改善の促進のため、中小事業主が職場意識を改善するために必要な事項を盛り込んだ「職場意識改善計画(実施期間:2年間)」を策定し、当該計画に基づき、取組を効果的に実施

### 職場意識改善計画の策定

#### 1 実施体制の整備

- ① 労働時間等設定改善委員会等労使との話し合いの機会の整備
- ② 労働者からの苦情、意見、要望を受け付ける担当者の選任

#### 2 職場意識改善の措置

- ① 労働者に対する職場意識改善計画の周知
- ② 職場意識改善のための研修の実施

#### 3 労働時間等の設定の改善のための措置

- ① 年次有給休暇の取得促進のための措置
- ② 所定外労働削減のための措置
- ③ 次のいずれかの措置
  - ・ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定
  - ・ 特に配慮を必要とする労働者(子育てや介護を行う労働者等)に対する休暇の付与等の措置
  - ・ ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用を可能とする措置

具体的取組の実施

### 助成金の支給

#### 1カ年度目

職場意識改善計画に基づき、1年間、取組を効果的に実施

➤ 50万円を支給

#### 2カ年度目

職場意識改善計画に基づき、1カ年度目より更に取組を効果的に実施

➤ 50万円を支給

さらに、2カ年度にわたり効果的な取組を実施し、顕著な成果を上げた場合

➤ 50万円を支給

事業実施前と比較して年次有給休暇の平均取得率が60%以上及び事業実施前と比較して所定外労働時間数の平均を20%以上削減した場合など

1年度目

2年度目